

## R4 小松市立松陽中学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題である。そして、誰よりもいじめる側に問題があり、いじめられる側の保護が最優先にされなければならない。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

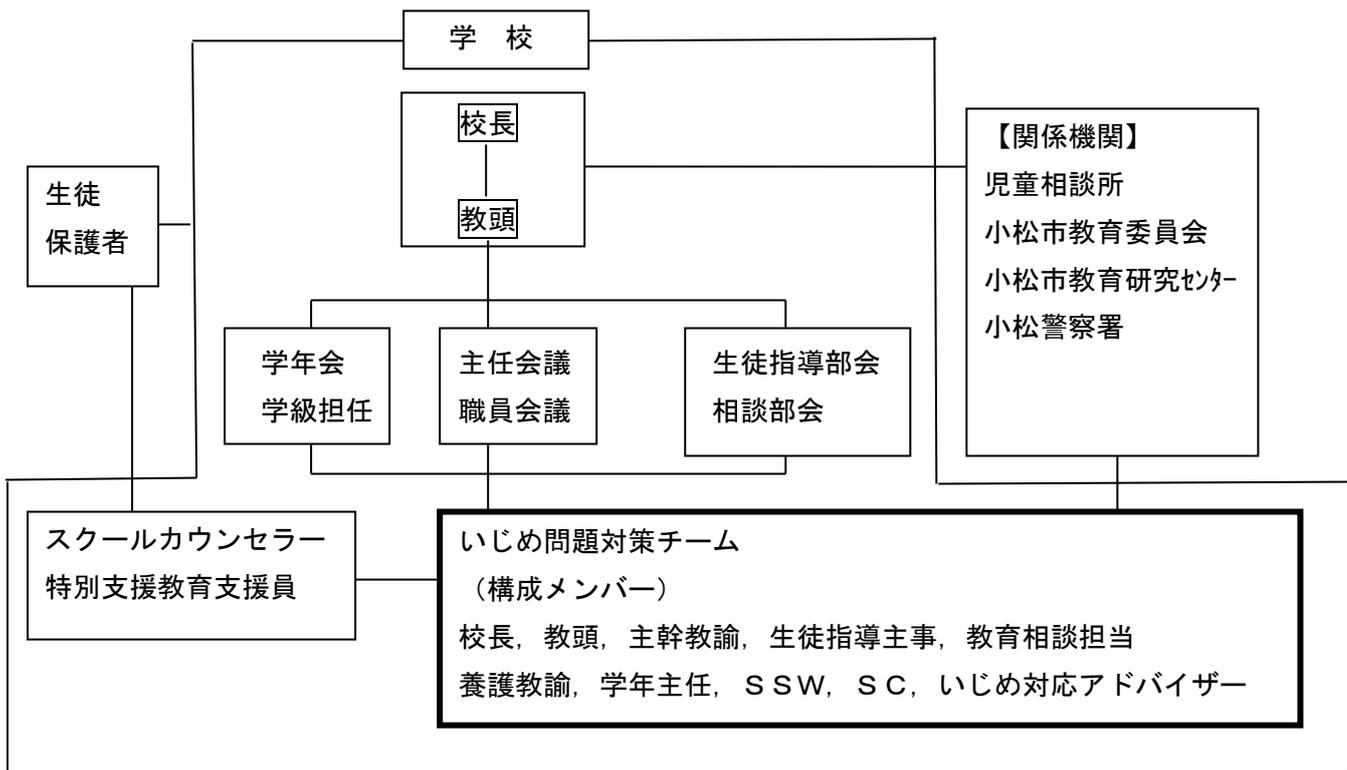
学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係が築かれた中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そのために、生徒が自己存在感の味わる場や機会を増やせるように努める。また、思いやりのある温かい集団が形成され、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

### 2 いじめ問題対策チームの構成員と対策チームの役割

「いじめ問題対策チーム」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、SSW、SC、いじめ対応アドバイザーを加える。

#### 《いじめに対する指導の組織図》



#### 《役割》

- (1) いじめを見逃さない学校づくりの推進
- (2) いじめ問題への対応力向上
- (3) 「いじめ防止基本方針」の教職員および生徒・保護者、地域に対する周知
- (4) 家庭や地域との連携推進
- (5) SSWやSC、関係機関との連携
- (6) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

### 3 いじめ防止の具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 行事、授業、部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるよう努める。
- ウ 道徳教育、人権教育の充実を図ると共に、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手思いやる心の醸成を図る。
- エ 校内の規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成させるとともに、生徒が安心して学ぶことが出来る環境を作る。
- オ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話・スマートフォンなどの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめなどについて相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話など、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ問題対策チーム」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒に寄り添うという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、SSWやSCなどの専門家や、警察署、児童相談所などとの連携のもとで取り組む。
- オ いじめを起こした集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

### 4 重大事態への対応 \* 自殺、傷害、金品、精神性（不登校を含む）

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フォロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題対策チーム」を発足し、事案に対して適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価および保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ問題対策チーム」でいじめに関する取組の検証を行う。

## 【いじめ対応マニュアルフロー図】

いじめの疑いに関する情報 事実確認



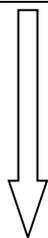
教育委員会への重大事態の発生を報告



教育委員会が調査の主体を判断

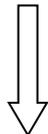
### 学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置



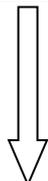
- ※「いじめ問題対策チーム」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施



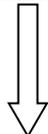
- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒およびその保護者へ適切な情報提供



- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告



- ※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

## 取組の年間計画

	いじめ問題対策チーム	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	いじめ基本方針の内容確認	SCについて生徒、保護者への周知 学級開き・学年開き	身体検査 育陽会総会 授業参観	
5月		研修①	修学旅行・校外活動 小中連絡会	ふれあい面談 サミットアンケート	子どもを育てる会理事会
6月			思春期講座	QUアンケート（上旬）	学年懇談会 おはよう声かけ運動①
7月		職員対象のアンケート→検証		困りごと（いじめ）アンケート	個人懇談会 育陽会だより発行 リーダー研修会
8月		中間評価→検証 研修②	全校登校日（平和集会） 運動会団練習		親子奉仕作業 おはよう声かけ運動②
9月			運動会	困りごと（いじめ）アンケート	グッドマナーキャンペーン参加 おはよう声かけ運動③
10月			合唱コンクール 文化祭	身体計測 QUアンケート（3年除く）	学校保健委員会 授業参観
11月				ふれあい面談	進路説明会 立志式
12月		職員対象のアンケート→検証	人権週間の取組		育陽会だより発行 個人懇談会
1月			書き初め		新入生保護者説明会
2月		自己評価		困りごと（いじめ）アンケート	
3月		学校関係者評価の結果を検証、基本方針の見直し	卒業式		学校評議員会 育陽会だより発行 子どもを育てる会広報発行
通年	相談部会 生徒指導部会 主任会議	生徒会あいさつ運動 全校集会での校長講話及び 生徒指導主事講話 道徳教育、人権教育の充実	健康観察の実施 SCによる相談	育陽会役員会月1回	